

平成 23 年 10 月 4 日

流山市長 井崎 義治 様

流山市補助金等審議会

会長

伊藤治夫

平成 23 年度補助金等の適正化について（答申）

平成 23 年 6 月 2 日付け流財調第 119 号で諮問のあったことについて、別紙のとおり答申します。

答　申

「平成23年度補助金等の適正化について」

平成23年10月4日
流山市補助金等審議会

目 次

はじめに	1
1 . 補助金の現状	2
2 . 補助金のあり方・問題点	4
(1) 補助金のあり方	4
(2) 補助金交付の問題点	4
3 . 補助金等適正化と改善点	6
(1) 流山市補助金等適正化	6
(2) 改善・改革点	7
4 . 「平成 23 年度審査対象補助金等」の審査結果	8
表 1 ヒアリング対象補助金の評価	9
表 2 ヒアリング対象外補助金の評価	18
おわりに	26

はじめに

米国の財政赤字、巨額借金から進む世界的株安・ドル安（深刻化する超円高問題への波及）はいうに及ばず、ギリシャ、イタリア等々での財政危機・不安、そして日本は・・・。むろん国家だけでなく、地方自治体の財政危機も例外ではない。

北海道夕張市の財政破綻だけでなく、全国には財政状況の厳しい自治体が数多く、全国地方自治体の6割近くが財政赤字に陥っている、ともいわれている。

「補助金」は、国・地方公共団体などが特定の事務事業を奨励・助成するために交付する金銭的給付であり、市場制度の欠陥を補正して、社会的正義や人権を保障する手段としての一面を持っているだけに、それぞれの活性化にとって「補助金」は重要かつ必要不可欠である一方、「補助金」の削減は、行財政改革の重要な柱でもある。1980年代以降、「補助金」があまりにも肥大化したことと、必ずしもうまく機能せず利権化した部分があることなどが指摘され、「補助金削減一括法」と呼ばれる法律が1985年、1986年に施行された経緯がある。

こうして“財政危機”と“地域活性化”的狭間で、まさにこの両立困難なトレードオフのディレンマに悩まされるのが「補助金審査」である。地域（流山市）の発展を期待する一方で、「財政の健全化」は守らねばならない。いわば市の健全財政を維持しながらも、地域の活性化を期待するため、このたび井崎義治流山市長から「平成23年度補助金等の適正化について」という諮問を受けた。その役目を果たすべく、補助金等審議会の7名から成る委員と、流山市関係各課との度重なる真摯な議論・検討を経て、以下のとおり答申します。

1. 補助金の現状

いま日本の補助金は、国際化・サービス化・情報化・少子高齢化と多様化する中で、その役割も注視される一方で、長期化、固定化、肥大化などへの懸念が高まっている。

こうした中で流山市の補助金動向は、次の各表のとおりとなっている。

補助金の推移を平成15年度以降についてみると、平成18年度まで減少していた補助金総額は、その後上昇に転じ、21年度まで急増、その後は横ばい、微増と落ち着きをみせてきた。

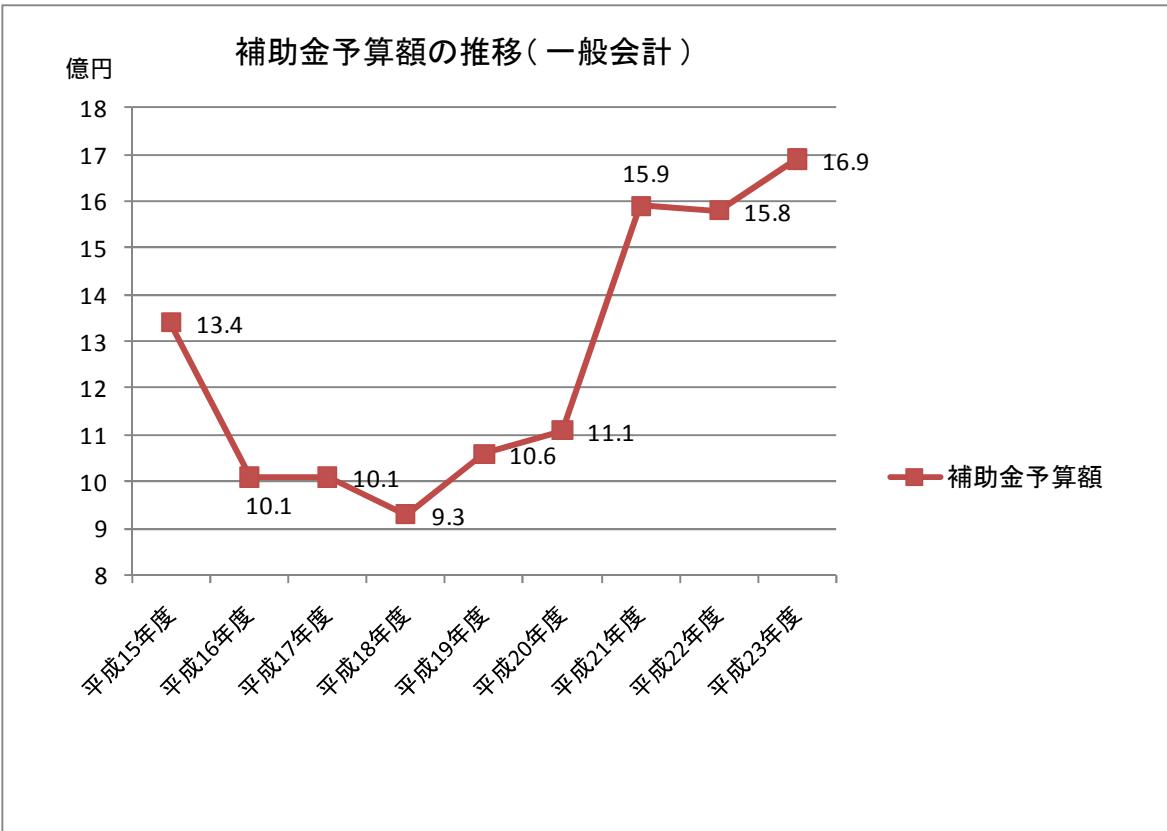
とくに目立つのは、経過期間が11年以上と長い件数が66件と、平成23年度補助金総件数の73%を占めて、圧倒的に高い比率となっており、21年以上でも45%と半数近い高率で、補助金の長期化傾向を裏付けている（国県補助金を除く市単独分）。

補助金件数、総額の推移

一般会計

億円、%

年 度	件 数	予算額	一般会計 予 算 額	割 合
平成15年度	152	13.4	398.5	3.4
平成16年度	143	10.1	397.0	2.5
平成17年度	115	10.1	344.3	2.9
平成18年度	105	9.3	347.5	2.7
平成19年度	117	10.6	353.9	3.0
平成20年度	122	11.1	387.4	2.9
平成21年度	128	15.9	388.5	4.1
平成22年度	132	15.8	401.6	3.9
平成23年度	132	16.9	420.0	4.0



市単独、国県補助金内訳 平成23年度 千円、%

項目	件数	補助金額	割合
市単独補助金	91	505,471	30.0
国県補助金	41	1,181,506	70.0
合 計	132	1,686,977	100.0

開始期間別（国県補助金を除く市単独分）平成23年度

期間	件数	割合(%)
5年以下	21	23.1
6年～10年	4	4.4
11年～20年	25	27.4
21年～30年	19	20.9
31年～40年	14	15.4
41年～50年	7	7.7
51年以上	1	1.1
	91	100.0

2. 補助金のあり方・問題点

(1) 補助金のあり方

特定の政策目的のために経済的援助をする「補助政策」を経済学的に分類すると、「特別減税」(特定グループの課税を軽減する)、「財政投融資」(低利長期の財政資金の貸付)、「公共事業・公共サービスによる助成」(その多くが補助金事業)とともに、私企業、個人など民間部門に直接貨幣を給付する「補助金」がある。

したがって補助金の改革は、補助金それ自体としてのみ検討するのではなく、財政投融資や減税という広義の補助金はもとより、より広く公共的介入全体の中でそのあり方を決めるべきである。

補助金の適格性についての基本的考え方は、以下のとおり要約されよう。

事業の目的が、公共性が高く、市民のニーズに合っていること。
補助金交付団体としての適格性を備えていること。

運営に対する経費は含まず、事業に対する経費の2分の1以下とする。ただし事業の内容や性格により、特別に審査の段階で妥当とされたものはこの限りではない。

補助金交付期間が長期化し、既得権化していないこと。

運営面で、補助金に過度に依存していないこと。

補助金は適切に使用され、事業内容、経費等の情報公開がされていること。

いずれにしても弱者に追い討ちをかける「格差」を是正するための手当て、地域やまちを活性化させるための財政支援など、さまざまな方面で補助金が有効に活用されることは、今後とも必要となっていくことはいうまでもない。

(2) 補助金交付の問題点

補助金の見直し、評価が議論される際に、常に指摘される問題点としては、以下の点が挙げられる。

特定団体への補助金の長期化・固定化・マンネリ化は、公平性などからも問題で、既得権化にもつながる。今回の審議案件でも、20年以上継続している補助金が半数以上と多く、なかには50年にもわたる長期補助もあり、重大な問題となっている。

上記の長期化による補助金依存体質が、自助努力の欠落を生み、自主・自立の意欲を失わせている面もみられる。

費用対効果が明確でないまま、続けられるケースもみられる。
過保護になりすぎていなか。

「一律分配」となっていなか。

補助金の交付先が多方面になりすぎて、補助金総額を引き上げ、肥大化する傾向にある面もみられる。

補助金審査の判断基準

	審査項目	判断基準
公益性	<ul style="list-style-type: none">・市の政策目的に合致している。・市民の福祉の向上に役立っている。	<ul style="list-style-type: none">・市の政策目的に沿い、公共性があるか。・市民の福祉の向上に役立ち、公益性があるか。
公平性	<ul style="list-style-type: none">・事業の効果が広い範囲に及ぶものであって、特定の団体・個人に特権的恩恵を与えるものでない。	<ul style="list-style-type: none">・公平に市民に利益をもたらすものか。・長期にわたり交付し、補助事業がマンネリ化、既得権化していなか。・同種・類似の事業に対し、補助金の交付に不公平感はあるか。
必要性	<ul style="list-style-type: none">・補助対象事業の活動内容が、市民ニーズに沿っている。	<ul style="list-style-type: none">・市民が望んでいる事業か。・継続事業に対しては、時代のニーズの変化に対応しているか。・事業を継続する今日的意義があるか。・自助努力でやれる事業ではないか。
効果	<ul style="list-style-type: none">・事業活動に効果があり、補助金の意義が認められる。	<ul style="list-style-type: none">・補助事業の目的に照らし、その効果が充分に現れているか。・ムダ使いが無く、費用対効果が適切であるか。
適切性	<ul style="list-style-type: none">・事業活動が計画に基づいて行われ、会計処理等が適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none">・事業活動の実績報告が適切に行われているか。・会計処理が適切に行われているか。補助目的から外れていなか。・補助金のみに依存することなく、団体に自立性がはかられているか。

3. 補助金等適正化と改善点

(1) 流山市補助金等適正化

<補助金システムの構築>

流山市では、流山市基本構想および前期基本計画に基づき、将来都市像としての『豊かな自然や歴史・文化を活かし、市民が真の豊かさを実感できるまち「みんなでつくろう価値ある流山」』の具現化に向けて、市民と行政が一体となったまちづくりが展開されている。

その中で、行政の充実として「公民パートナーシップによる構想実現と効率的、効果的行財政運営」が掲げられ、協働によるまちづくりが重要であるとしている。

行政と市民との『協働』を推進することは、国の三位一体改革による市財政への影響など今後一層厳しさが増すことが予想される財政状況を背景に、地方の自立を目指していくための自治の基盤をなすものである。

補助金制度も、政策実現のための間接的手段として、こうした『協働』の一環としての機能を有しているものであり、補助金交付という手段により、市民のマンパワーと幅広いノウハウを活かした費用対効果の面からも、施策目標の実現に必要な公費負担の軽減の役割を果たしている。

しかし前項『2. 補助金のあり方・問題点』で述べたような問題点もあるため、これらの問題点を認識した上で、新たな「補助金システム」が構築された。

<補助金適正化の経緯>

第2次行財政改革指針（平成14年7月）による「平成16年度までに補助金一律10%削減」実施

厳しい財政環境の下で、健全な財政運営を行うために、平成16年4月に流山市行財政改革審議会より行財政改革の一環として「補助金のあり方について」の答申がなされ、補助金審議会の設置と新しい補助金制度の確立が提案された。

附属機関（補助金等審議会）が設置（平成16年8月30日）

平成17年度の「補助金制度の見直しについて」緊急提言（平成16年12月28日）

補助金制度の見直し及び補助金の適正化について（答申）（平成

17年5月20日)

流山市では「流山市補助金等適正化実行プラン」を策定し、平成18年度から平成20年度までの3年間を試行期間として実施した。

(2) 改善・改革点

<長期化補助金の徹底検証>

改善・改革点の最大の焦点は、いうまでもなく「長期化による固定化・マンネリ化した補助金」の問題と、その扱い(改善・改革)であろう。

平成21年10月14日に提出された「後期基本計画における新たな補助金等について」(答申)によると、“補助金の適格性についての基本的な考え方”の中で、「補助金交付期間が長期化し、既得権化していないこと。交付期間は単年度交付を原則とし、最長3年で打ち切る」と述べられている。むろんこの3年見直しが全てに当てはまるわけではなく、市の重点政策によっては例外や特例もある。ただ予算の肥大化を防ごうという試みとしてのいわゆる“サンセット方式”は、補助金の長期化・固定化を改善する上で有効な方策といえる。3年とするか、5年、10年などとするかは今後の検討課題としても、重要案件といえども一定期間毎の細部にわたる重点的検証・見直しは、費用対効果の観点からも必要不可欠ではないか。

“甘え”の構図が蔓延している長期補助金こそ、悪弊改革の最重要かつ最優先事項として、定期的・徹底的検証のシステムを組み入れる必要がある。

<その他改善点>

金額が大きい補助金(とくに1件当たりの補助金額が例えば5千万円以上と大きいもの)については、時代的要請・費用対効果等を考慮して常に検証、改善の必要がある。

反面、小額補助金についても、そのあり方を含め、再検討の必要がある。

公募性の導入・移行(普及):とくに長期化・固定化した協会等団体から積極的・意欲的NPO組織への傾斜。

補助金の再申請受付時に際して、団体等の目的、経費の使われ方、具体的効果等について、再点検・検証することによって、補助金

活用の改善が大いに期待されよう。

過保護政策の見直しと自立化努力への政策誘導・方向転換。

“バラマキ”配分、“多様化”指向は、財政圧迫ともなるため好ましい方式とはいえない。むしろ“傾斜配分”、“重点主義”という形で、数年間は重点部門に集中したり、弱者救済の形で所得制限を設けて配分するなど、交付資金の効率化と、無駄の排除によって、財政負担の軽減を図る。

4. 「平成23年度審査対象補助金等」の審査結果

平成23年度の流山市の補助金事業の総件数は132件で、そのうち国県補助金は41件、市単独補助金が91件となっている。今回の審査では、国県補助金については、重要性、国県への協力・協調などから、審査対象からはずした。

審査対象となった市単独補助金につき、疑問点等があつて、確認の必要があると思われた「ヒアリング対象補助金」と、残りの「ヒアリング対象外補助金」に分けて審査した。

まず「ヒアリング対象補助金」については、担当課とのヒアリング（説明と質疑）を経て、ヒアリング結果と「補助金等調査票・補助金等適正化実行プラン」の総合判断によって、また「ヒアリング対象外補助金」は、提出された書類「補助金等調査票・補助金等適正化実行プラン」、資料等を総合的に検討して審査し、「判断基準」に基づき、A、B、Cの3段階で評価した。

審査結果は表1及び表2のとおりである。

これによると、次のような結果となった。

A評価（継続）：59件

B評価（改善の余地、見直しの必要がある）：31件

C評価（廃止）：1件

また審議委員の評価コメントでは、「長期化・固定化・マンネリ化が指摘される」、「自主・自立化を含めた改善・検討が求められる」といった意見が目立ち、補助金長期化による既得権化、そしてマンネリ化の問題が出ていることは否定できない。

【表1】平成23年度「ヒアリング対象補助金」の評価

番号	ヒアリング対象 補助金等名称	創設 年度	経過 年数	23年度 予算額	補助金等の趣旨・目的	前回(平成20年)評価		今回評価	
						評価	コメント	評価	コメント
2	流山市国際交流協会活動事業費補助金	H.3	20	千円 1,060	市民全体の国際交流の推進及び国際理解の推進を図るために幅広い分野における「流山市国際交流事業を行つてはいる「流山市国際交流協会」の活動事業費の一部補助。	A	継続	A	・23年度限りの補助(24年度から業務委託へ移行)
3	職員互助会補助金	H.4	19	5,000	「職員互助会」は、流山市職員で構成する団体で、会員相互共済と福利厚生・その他の目的達成に必要な事業実施に対する一部補助。	B	福利厚生として必要な制度であるが、市の財政状況、補助金全体の中で交付額等については検討する余地がある。	B	職員の福利厚生事業の必要性は認められるが、より効率的・効果的なもとのとするよう事業内容について改善の余地がある。
5	地域まちづくり協議会補助金	H.22	1	1,000	地域社会における自治意識を醸成し、市民と市の協働によるまちづくりを推進するため、地域住民自ら地域の課題解決するためには組織化された「地域まちづくり協議会」が行う事業に対する補助。	-	-	C	事業内容及び目的からみて、自治会等既存の地域組織との整合性が不明確である。自治会、社会福祉協議会などとの横み分けなど、廃止を含めた全般的な見直しが必要である。
11	流山市民活動団体公益事業補助金	H.18	5	3,000	流山市の目指す協働まちづくりを担う市民活動団体が自発的に行おうとする市民事業提案に対し、公益性が高いと認められた事業活動に対する一部補助。	A	継続	A	継続
14	流山市明るい選挙推進事業補助金	H.10	13	240	明るい選挙の推進を図るため、「流山市明るい選挙推進協議会」の事業に要する経費に対する補助。	B	改善の余地がある。	B	「流山市明るい選挙推進協議会」の活動自体は認められるが、事業内容からみても市が補助金を交付する必要性は脆弱である。市の広報誌に有効活用するなど改修・検討が必要である。
15	社会福祉協議会事業費補助金	S.44	42	58,858	社会福祉協議会は地域で暮らす人々が住み慣れたまちで安心して生きて生活することのできる「福祉のまちづくり」の実現を目指したさまざまな活動に取り組んでおり、活動の内容は行政に開運するものが多く、地域福祉の推進を図るために、社会福祉協議会の運営費及び各種事業に対して補助を行う。	B	団体の意義、必要性は十分認められるが、難しさの性格のものがある。しかし、運営費など事業費の余地はある。厳しい財政状況の下、団体の独立運営への努力が望まれる。	B	社会福祉協議会の意義、必要性は十分理解できるが、民間社からの事業形態を補助金で極めて特異であるといわゆる「法人自立のための事業全般の大胆な見直しが必要である。

番号	ヒアリング対象 補助金等名称	創設 年度	経過 年数	23年度 予算額	補助金等の趣旨・目的		評価	前回（平成20年）評価	今回評価	
					評価	コメント				
26	身体障害者福祉会補助金	S.49	37	487	市内に居住する身体障害者で組織する「流山市身体障害者福祉会」により、運営費の一部を補助することで、身体障害者福祉会の運営の安定化を図り、もつて身体障害者の社会参加の促進を図る。	B 身体障害者が広く社会とかかわる必要性からも意義であることが指摘される。事業収入の増加、会員の拡大がある。事業収入の増加、会員の拡大等を含めた改善の余地がある。	B 身体障害者が広く社会とかかわるというが、補助開始から長期間で、また、事業収入の増加、会員の拡大がある。事業収入の増加、会員の拡大等を含めた改善の余地がある。	評価	コメンント	コメンント
27	手をつなぐ親の会補助金	S.46	40	120	心身障害児(者)の福祉の向上を図るために「親の会」が行う事業の運営費の一部を補助し、同会の運営の安定化を図る。	B 心身障害児(者)の福祉を守るなどの必要性は認められることがある。しかし、運営費の一部を補助することで、固定化、マンネリ化が指摘される。障害児(者)の社会参加、自立に向けた活動の拡大からも、検討の余地がある。	B 心身障害児(者)の活動の意義、必要性は認められるが、長期間の補助などは認めるこども、また、目立った改善:改革もみられないことから、固定化、マンネリ化が指摘されることがある。心身障害児(者)のさらなる福祉の向上を図るためにも、事業収入の増加などを含め、引き続き改善の余地がある。	評価	コメンント	コメンント
60	健康づくり推進員協議会補助金	H.12	11	357	地域住民の健康づくりを目指して、栄養改善の普及、地域住民の健康づくりを進めための活動に対する補助。	B 改善の余地がある。	B 地域住民の健康づくりを目標として、栄養改善の普及、地域住民の健康づくりを進めための活動に対する補助。	評価	コメンント	コメンント
63	ノーレジ袋工コボイント付与助成金	H.22	1	750	ごみの減量・資源の有効活用を目的に買い物に際してレジ袋辞退者にボイントを付与する「ノーレジ袋実施主連携事業」(流山商業協同組合がボイント還元分の一部を市が助成)。	-	-	A	総統	総統

番号	ヒアリング対象 補助金等名称	創設 年度	23年度 予算額	補助金等の趣旨・目的	前回（平成20年）評価		今回評価	
					評価	コメント	評価	コメント
64	再生資源物回収事業奨励金	H.3	20	88,052	A 継続		A 継続	
65	労働者互助会補助金	H.3	20	1,800	B 中小零細事業所で働く従業員、事業主に対する福利厚生等の必要性は認められるが、事業経営には自劔振興全体会に有効こととして相互扶助を図ることを図ることを目的として相互通報する「流山市勤労者の互助会」の健全な運営に資するための補助。	中小零細事業所で働く従業員、事業主に対する福利厚生等の必要性は認められるが、事業経営には自劔振興全体会への補助金の長期化は、公平性等から問題がある。	B 中小零細事業所で働く従業員、事業主に対する福利厚生等の必要性は認められるが、事業経営には自劔振興全体会に有効こととして相互扶助を図ることを目的として相互通報する「流山市勤労者の互助会」の健全な運営に資するための補助。	B 中小零細事業所で働く従業員、事業主に対する福利厚生等の必要性は認められるが、事業経営には自劔振興全体会への補助金の長期化は、公平性等から問題がある。
68	農林水産業の振興に関する 補助金(保全管理水田維持管 理事事業奨励金)	S.63	23	2,625	B 農業者が遊休水田の草刈りを適正に行うことにより、農地の適正な保全を図り、荒廃化と病害虫の発生を抑止するとともに産業廃棄物等の不法投棄を防止し、良好な景観保持と農地の持つ多面的な機能を保全するための補助。	農業は、国民生活の基幹産業であるが、他産業に比べて生産性が低く、その振興のために補助を行つ必要性は十分に認められる。しかし、補助期間が長期間にわたるものが多く、市民感情等との乖離が見られる。また、市は財政状況、農地産地消などから、市の財政状況、農業振興が必要と思われる。	B 本市農業が「大都市近郊地域農業」という厳しい状況下にあることから、農業関係事業への補助の必要性は理解できるが、農業開拓補助金は総じて補助期間が長期間化しての公平性の観点からも、市全体としての公平性が必要があるものと市全體改善へ改革を行つ必要がある。たゞ、農業関係補助金の中でも、例えは、「農用地有効活用事業奨励金」については、当審議会においても評価され、土地改良施設維持管理費補助の妥当性をあること(青葉)についても、政補助の意見があること(青葉)についても、政策効果としては野菜の負担軽減に寄与しているとの評価があることとも申し添えられる。いずれにせよ、本市における農業関係事業については、農業振興策全體の中での総合的な見直しが望まれる。	B B
69	" (高生産推進事業費)	S.54	32	4,738	B 意欲のある農業者の育成を図る中で、都市農業の振興を図るために、施設導入を推進し、生産化や省力化機械を構築するための補助。			

番号	ヒアリング対象 補助金等名称	補助金等の趣旨・目的				23年度 予算額	創設 年度	経過 年数	前回(平成20年)評価	今回評価
		評価	コメント	評価	コメント					
70	" (青果物価格安定対策事業費)	B	農業は、国民生活の基幹産業であるが、他産業に比べて生産性が低く、その振興のために補助を行う必要性は十分に認められる。長期にわたる補助期間が長期間の乖離が生じかし、市民の安全、自給率向上、農地の多くが多くの資源を消費する。そこで、本市の特産である、かつ農協系共販品目の葱・青葱について、補償金の一部を助成することことで、消費者の負担軽減に寄与する。	B	農業が「大都市近郊地域農業」という厳しい状況下にあることからも、農業関係事業への補助の必要性は理解できるが、長期間化しておらず、総じて補助期間が公平性の観点からものと市全体としての公平必要があるものと思われる。ただ、農業関係補助金の中でも、「農用地有効活用事業費補助金」や、「土地改良施設維持管理補助金」については、当審議会においても評価される意見があることや青果物価格安定対策(葱・青葱)につけても、政策効果として野菜の継続的供給が図られ、市民の負担軽減もあることをも申しあげます。いざれにせよ、本市における農業関係事業について、は、農業振興策全般の中での総合的な見直しが望まれる。	B	評価	コメント	評価	コメント
71	" (毒生産促進事業費)	H.13	991	B	都市型農業の利点を活用した直売施設及び観光農園の目玉商品として苺栽培を取り入れ、市民にもぎたての苺を味わっていたたくことで、さらなる本市農業の活性化を図る。				B	
73	" (農用地有効活用事業奨励金)	S.59	27	B	農用地の有効利用の増進とその保全のために必要な事業を推進し、遊休・荒廃農地の解消を図る。				B	
78	" (流山市園芸団体運営会)	S.43	43	B	生産者団体個々との協調と研鑽を図ることで、多面的機能を有する良好な農地の保全に努め、各農家の農業所得を高める。				B	
79	" (高品質農産物生産事業費)	S.59	27	B	高品質な農産物の生産と環境にやさしい農業の推進により、市民の安心・安心の信頼を得ることができる、もつて農業経営の安定向上に寄与する。				B	

番号	ヒアリング対象 補助金等名称	創設 年度	23年度 予算額	補助金等の趣旨・目的	前回（平成20年）評価		今回評価	
					評価	コメント	評価	コメント
81	中小企業資金貸付利子補給金	S.43	13,042	中小企業資金融資の貸付者に対し、融資額の借入に利息の負担の範囲で一部を補助することにより、負担の範囲と経営の安定に寄与し、市内中小企業者の育成と振興を図る。	B	経営基盤の弱い中小企業経営者、農業経営者等の融資入利子補助する必要性は認められる。しかし、事業経営は自助努力といふ基本があり、市の財政状況、産業経営など農業などの振興策全体の中では必要がある。特に、特定団体への利子補助金の長期化は、時代変化の中で公平性等の課題が指摘されており、交付期間・補助率等の検討が必要である。	B	経営基盤の安定と育成・振興を図るの制約性、また近性からも、制度自体の必要性と整められることは認められる。しかし、企業から、事業経営は自助努力が基本であることを含め、産業振興策全体の中での改善・検討が必要である。
82	商業振興共同施設維持管理費 補助金	S.61	2,898	商業環境を整備し、商業の振興及び市民の利便の向上、安全・安心なまちづくりに寄与するため、商業団体が維持管理する街路灯等の共同施設の経費（電気料等）の一部補助。	B	「現下の経済情勢に鑑み、商店会に対する緊急な措置」との20年度補正の理由では理解できる。しかし、等の厳しい補助金の在り方が、全国的に問題でいる現状から、全額の補助は突出しており認められやすい。市民感情とか離れており、見直しが必要である。	B	市内商業の振興、市民の安全・安心なまちづくり（防犯対策）に寄与するところには十分理解できる。また、補助割合を全額補助から50%補助へと引き下げたことについて、各商店が、街の実情等を勘案したものとなるよう、さらなる改善検討を期待する。
84	流山商工会議所事業補助金	S.39	47	本市商工業の総合的な改善・発達の中心的役割を果たす商工会議所の事業に対し、補助金を交付することにより、経済の振興に寄与する。	B	見直しの必要がある。（20年時は「商工会補助金」）	B	商工会議所の果たす役割等については理解できるが、商工会議所 자체は自立が基本である。補助金に頼らざる自立に向けたことは自立による改善が行わるよう運営を行ふことを期待する。

番号	ヒアリング対象 補助金等名称	創設 年度	23年度 予算額	補助金等の趣旨・目的	前回（平成20年）評価		今回評価	
					評価	コメント	評価	コメント
89	ふるさと産品協会事業補助金	S.58	28	400	B	ふるさと産品の発掘、普及宣伝等を通じて、地場産業の振興の必要性は認められるが、市全体の地場産業組織体制の問題などから観光開発振興策等との連携を含め、新たな視点での改善・検討が必要である。	B	ふるさと産品を市の内外に普及・宣伝を行し、地場産業の振興を図る必要性は理解できるが、市全体の地場産業組織体制の問題などから固定化されたものとの連携を含め、新たな視点での改善・検討が必要である。
90	観光協会事業補助金	S.45	41	350	B	観光の開発、宣伝等を通じ、産業文化の向上を図る必要性は認められるが、観光資源への開発、文化への支援、法人化への改革等が必要である。市民の知恵を集め、市へのイメージアップへ向けた熱意を期待する。	B	大きな産業を持たない当市においては、観光の開発、宣伝等の必要性は十分認められるが、長期間にわたる補助から固定化されたものとの連携している。ふるさと産品協会との連携を含め、新たな視点での改善・検討が必要である。
100	小中学校教育研究会補助金	H.3	20	871	A	流山市内23校の職員が、各教科・領域・道徳別の分科会に分かれ、共同で研究、研修を重ね、児童生徒への指導力向上に資する。	A	継続事業の重要性から継続すべき事業と認められるが、研究活動の成果に於いての公開が不十分である。積極的公開を希望する。
101	研究指定校活動事業費補助金	H.3	20	1,500	A	文部科学省や千葉県教育委員会により研究指定を受け、または、流山市教育委員会の指定により、教育研究を深め、職員の各教科・領域・道徳等における資質の向上を図る。	A	継続
103	進路指導対策費補助金	H.3	20	1,296	A	進路指導においては、生徒ひとり一人の希望と能力に応じ、自己実現を図ることが義務教育の使命である。時代の変化に柔軟に対応し、より正確な情報を収集し、適切な指導を進めるための進路指導に係る経費補助。	A	継続適切な進路指導を行つ必要性に鑑み継続すべき事業内容・成果等について具体的な事業内容の公開を希望する。

番号	ヒアリング対象 補助金等名称	創設 年度	23年度 予算額	補助金等の趣旨・目的	前回（平成20年）評価		今回評価	
					評価	コメント	評価	コメント
106	私立幼稚園園児補助金	S.56	30	59,190	B	私立幼稚園に通う園児の保護者の経済的負担の軽減と公立幼稚園との格差を図ることにより、幼児教育の振興を図る。	A	继続子育て世代に定住の地としても継続するが、市としての整合性、今後とも継続される事業で政策などの効果などを含め、子費用性のある総合的な検討を行われる事を期待する。
108	文化協会活動事業費補助金	S.45	41	800	B	本市における芸術文化活動の普及と高揚を図るために、「流山市文化協会」の行う各種文化活動事業に対する一部補助。	B	本市の文化芸術の普及・振興を図ることも必要性は認められるが、長期にわたる各種団体の自主自立化・公募制に移行し、文化芸術の向上を図ることが望ましい。
109	美術家協会活動事業費補助金	S.54	32	400	B	流山市の美術文化活動の普及と高揚を図るために設立した「流山市美術家協会」の行う事業活動に対する一部補助。	B	本市の文化芸術の普及と振興を図ることも必要性は認められるが、長期にわたる各種団体の自主自立化・公募制に移行し、文化芸術の向上を図ることが望ましい。
110	文化祭実行委員会活動事業費 補助金	S.54	32	1,450	B	本市における芸術文化等の創作活動を奨励し、その成果を発表する機会と場を提供するため発足した「流山市文化祭実行委員会」の行う活動に対する一部補助。	B	市民の芸術・文化活動の成果を発表する場である文化祭の意義は認められる。活動にあたっても、その内容を数回にはわたるが、補助が長期間にわたり力がみられる。以前収入の増加策の検討など改善・検討の必要がある。

番号	ヒアリング対象 補助金等名称	創設 年度	23年度 予算額	補助金等の趣旨・目的	前回（平成20年）評価		今回評価	
					評価	コメント	評価	コメント
113	青少年育成会議活動事業補助 金	S.53	33	740	B	改善の余地がある。	A	継続
				青少年健全育成には、一団体の活動のみならず、スポーツやボランティアなど、直接子どもと接して育成活動を行つて、多くの団体や、これとは別に、二次的に青少年健全育成を見守る各種の団体など、多様な市民団体が連携・協力しことが、このためには組織的に要する経費を一部補助することにより、青少年の健全育成の一翼を担つてもらう。				青少年の健全育成を図るために運動で十分認識できるが、運動の運営運営が今ひとつ見えないという意見もあることから、成果等についての公開を期待する。
116	こども会育成連絡協議会活動 事業補助金	S.40	46	350	B	子ども会の健全育成を図るために、「流山市子ども会育成連絡協議会」の活動事業に要する経費の一部補助。	B	子どもの健全育成を図るために活動の必要性は理解できるが、長期間にわたる補助であることに对象化が指摘される。構成人員の増加策、活性化策など改善の必要がある。
117	青少年指導センター補導員 連絡協議会活動事業補助金	S.55	31	1,013	A	各中学校区を単位として支部を組織し、青少年の非行防止活動や青少年社会環境浄化活動を実施することにより、各地域において関係機関・団体との連携をすすめ、さらには一般市民との一体化した活動を開催し、青少年の健全育成を図る活動に対し補助。	A	継続

番号	ヒアリング対象 補助金等名称	創設 年度	23年度 予算額	経過 年数	補助金等の趣旨・目的	前回（平成20年）評価		今回評価	
						評価	コメント	評価	コメント
119	指定無形民俗文化財保存事業 補助金	S.51	35	438	流山市文化財保護に関する条例により指定した「無形民俗文化財の保存会」に対し、同条例に基づき補助。	A	継続	A	継続
124	体育協会活動事業費補助金	S.35	51	4,500	市民スポーツの普及・振興を目的として、市民体育大会を始め各種大会の開催、愛好者者の拡大に向けた事業や指導者の育成に取組み、スポーツ振興施策の重要な役割を担っている流山市体育協会に対する補助。	B	スポーツの普及・振興のための必要性は認められるが、長期の補助金等に付随する費用対効果等について、スポーツ振興策全般の中で見直す必要性がある。特に特定団体への長期の補助は公平性余地がある。	B	市民スポーツの普及・振興を目的とするが、その必要性は認められるが、補助期間が51年と最長のものなどなつていること、さらには行政と一体化した印象があり、固定化・マネリ化が見られ、市スポーツ振興策全体の中での総合的な見直しが必要である。

【表 2】平成23年度「ヒアリング対象外補助金」の評価

番号	補助金等名称	創設年度	経過年数	23年度予算額	補助金等の趣旨・目的	評価	コメント
1	政務調査費	H.13	10	11,200千円	市議会議員が政策立案又は提案を行うための調査及び研究に資するため交付。	B	議会の議論に委ねる（金額など）。
4	企業立地促進奨励金	H.18	5	6,424	立地企業に対し、奨励措置を講ずることにより、企業の立地促進、市民の雇用の増大及び市内企業の事業機会の拡大を図り、もって本市の産業の振興に寄与する。	A	継続
6	市民まつり事業費補助金	H.6	17	3,600	市民相互の連帯とふるさと意識の高揚を図るためにまつり事業費に対する補助。	B	行政に依存しない組織づくりなど一定の改善の必要がある。
7	自治会掲示板設置費補助金	H.22	1	150	市民の福祉の向上及び自治会の円滑な運営に寄与するため、自治会が行う掲示板購入に要する経費の一部補助。	A	継続
8	自治会館維持管理費補助金	S.56	30	7,360	地域コミュニティ活動を促進するための集会施設である自治会館の維持管理に要する経費の一部補助。	A	継続
9	自治会館維持管理費（大規模修繕・冷暖房機器設置）補助金	S.56	30	2,260	地域コミュニティ活動を促進するための集会施設である自治会館の大規模修繕及び冷暖房機器設置に要する経費の一部補助。	A	継続
10	自治会館建設事業補助金	S.52	34	8,000	市民の福祉向上及び自治会の円滑な運営に寄与するため、自治会が実施する自治会館建設事業に要する経費の一部補助。	A	継続
12	防犯灯維持管理費補助金	S.58	28	34,050	自治会が負担する防犯灯の電気料金の一部を補助することことで、犯罪等の未然防止と明るい市民生活の環境の向上に寄与する。	A	継続
13	防犯灯設置費補助金	S.58	28	14,980	夜間の犯罪等の発生を防止するため、自治会が設置し維持管理する防犯灯の設置に要する経費の一部を補助することことで、自治会の負担軽減を図る。	A	継続
13-1	防犯灯部品交換費補助金	H.23	0	7,500	自治会が維持管理する防犯灯のランプ及び自動点滅器の交換費用を補助することで、自治会経費の負担軽減を図ることにより、更なる自治会内での防犯灯の設置の推進を図る。	A	継続
16	重度障害者自動車燃料費助成金	H.12	11	15,126	日常生活を営む上で公共交通を利用することが困難なため、自動車の運行を必要とする障害者に燃料費の一部を助成することにより障害者の社会参加及び自立を促進する。	A	継続

番号	補助金等名称	創設年度	経過年数	23年度予算額	補助金等の趣旨・目的		評価	コメント
					図	状況		
17	福祉保養所利用助成金	S.53	33	60	障害者等の心身の健康の保持及び社会参加の促進を図るため、要介護認定者、障害者及び介護者が流山市福祉保養所として契約する旅館・ホテル等を利用する場合、宿泊費の一部を助成。	A	継続	
18	福祉タクシー利用補助金	S.57	29	24,555	市内に居住する重度障害者の社会活動の範囲の拡大に資するため福祉タクシーを利用する場合においてその運賃の一部を助成し、障害者の在宅福祉の向上に寄与する。	A	継続	
22	心身障害者一時介護料助成金	H.7	16	1,774	在宅心身障害者(児)を介護している保護者が疾病等の理由により家庭内での介護が困難となり、一時的に有料で介護を依頼した場合の介護費用及び介護証明手数料の一一部を助成することにより、在宅心身障害者(児)及び介護部員の精神的、肉体的負担及び経済的負担の軽減を図る。	A	継続	
24	自閉症児者親の会補助金	H.18	5	60	自閉症児者への授業、育成、自閉症に関する啓発事業等を実施している自閉症児者親の会の運営費の一部を補助し、自閉症児者の福祉の増進を図る。	A	継続	
25	障害者福祉がランティア団体補助金	H.12	11	113	点検奉仕会、手話サークル等の奉仕活動を通して視覚障害者及び聴覚障害者の自立と社会参加を支援するための奉仕活動を行う団体に対し、その活動費の一部を補助。	A	継続	
28	デフ協会補助金	H.17	6	200	聴力障害者の社会参加や情報交換を推進し、福祉の向上に資するたる事業、社会参加促進などの事業運営が安定的に図られるための同協会への補助。	A	継続	
29	身体障害者住宅改修費助成金	H.7	16	600	身体障害者又は当該身体障害者の主たる扶養義務者が、障害者の住宅として適応させるべく住宅の改造を行つた場合、その改修に要した費用の一部を助成することにより、身体障害者及びその家族の日常生活の利便の向上と自立の促進を図る。	A	継続	
31	障害者支援施設等通所交通費助成金	H.19	4	3,083	心身障害者福祉作業所、心身障害者小規模福祉作業所、精神障害者共同作業所等に通う障害者に交通費の一部を補助し、障害者の就労意欲や自立意欲を向上させ一層の社会参加を促す。	A	継続	

番号	補助金等名称	創設年度	経過年数	23年度予算額	補助金等の趣旨・目的		評価	コメント
					A	継続		
36	複合サービス利用助成金	H.18	5	228	障害者及び障害児の保護者が障害者自立促進法に基づく障害者サービス等を利用したときに生じる自己負担について助成することにより利用者の負担軽減を図る。			
40	就労支援施設利用者負担助成金	H.19	4	282	障害者自立支援法により就労支援施設利用者の原則割り負担が発生することに伴う就労意欲の減退を防止することを目的に、障害者及びその家族の負担を軽減し、障害者の自立の促進を図るための助成。	A	継続	
45	介護ヘルパー養成講座資格取得費	H.22	1	1,250	介護の担い手不足の現状下で、福祉事業所に就業を希望する高齢者に対し、勤務する上で必要な資格取得にかかる費用を一部助成することによって、高齢者の社会参加の促進を図る。	A	継続	
46	高齢者住宅改修費助成金	H.7	16	5,150	高齢者が住み慣れた自宅で安心して日常生活を営むために住宅の改修を行つ場合、その改修費の一部を助成し、高齢者の自立の促進及び介助に適した住環境づくりに寄与する。	A	継続	
57	私立保育所AED設置事業補助金	H.20	3	560	私立保育所が「AED」(心臓に起因する突然死の中で、特に多い心臓痙攣に対する救命手段)をリースにより設置する場合、子育て条例の目的を達成する一環として、設置に要する経費の一部補助。	A	継続	
62	地球温暖化対策奨励金	H.19	4	5,000	市域全体の地球温暖化対策を具体的に推進する事業として、CO2の削減に直接効果のある新エネルギー設備(太陽光発電設備)を設置する市民に対して奨励金を交付することで、設備の普及とCO2等の温室効果ガスの削減を図る。	A	継続	
66	高年齢者雇用促進奨励金	H.7	16	540	市内に居住する55歳以上65歳未満の高年齢者及び障害者を雇用する事業主に対し奨励金を交付することにより、高年齢者の雇用の促進と生活の安定を図る。。	A	継続	
67	障害者職場実習奨励金	H.7	16	350	公共職業安定所、特別支援学校、市障害者就労支援センター、公共福祉施設等の紹介により、市内に居住する障害者を6日間以上の職場実習に受けられた事業主に対し奨励金を交付することにより、障害者の雇用の促進と生活の安定を図る。	A	継続	

番号	補助金等名称	創設年度	経過年数	23年度予算額	補助金等の趣旨・目的		評価	評価コメント
					A	継続		
88	流山花火大会事業補助金	S.5.3	33	5,000	流山市民の郷土愛の育成、ふれあいの場の創出及び観光資源としての定着を図るための流山花火大会実行委員会への助成。			
91	流山本町・利根運河ツーリズム推進事業補助金	H.2.3	0	8,400	魅力的な観光地づくりを目指し、当該地域の既存の施設や店舗の開設により、観光客による交換物を活用した施設や店舗の開設により、観光客による交流人口を増やし観光振興並びに地域の活性化を図る。	A	継続	
95	保存樹木・樹林補助金	S.4.8	38	1,498	市民が良好な生活環境の中で健闘で安全、かつ快適な生息し、太陽の輝く緑豊かなまちづくりを図るために、自然を保護するとともに、樹木、樹木の集団推進形が特によく、緑豊かなまちづくりを保存樹林として指定し、その管理費を補助。	A	継続	
96	みどりのまちなみ整備事業補助金	S.6.3	23	570	緑豊かなふるさと流山の実現と災害の発生の未然防止に資するため、みどりのまちなみ整備事業を実施した市民への補助。	A	継続	
97	自主防災組織消火器維持管理費補助金	H.4	19	640	地域の防災活動の促進を図り、自主防災組織が防災活動費の一部補助。	A	継続	
98	小中学校特色ある教育活動推進事業協議会教育成助成金	H.1.2	11	3,450	各学校で独自の発想による特色ある教育活動(職業体験、農業生産活動、文化・スポーツ活動、地域との連携活動、部活動)を行い、幅広い教育活動の実践を支援するための助成。	B	助成金交付に当たつては、事業の成果を反映するなど一定の改善が必要である。	

番号	補助金等名称	創設年度	経過年数	23年度予算額	補助金等の趣旨・目的	評価	
						評価	コメント
99	児童生徒大会派遣事業補助金	H.18	5	1,952	市内小中学校の児童生徒が学校及び本市を中心とした当地区を代表として、県・関東・全国に出場するための旅費等の大会及び文化的コシクールに出席するための旅費等の派遣費の補助。	A	継続
102	国内派遣事業補助金	S.61	25	250	県外の先進校の学校運営及び研修活動の取組みや研修状況を視察することにより、市内教員の資質の向上を図る。	A	継続
105	私立幼稚園心身障害児指導補助金	H.11	12	350	私立幼稚園に在園する心身に障害のある児の指導費用を助成することにより、幼稚園の負担軽減を図る導導とともに心身障害児の受け入れを促進する。	A	継続
107	私立幼稚園 AED 設置事業補助金	H.20	3	363	私立幼稚園が「AED」(心臓に起因する突然死の中でも、特に多い心臓塞栓)に対する救命手段をリースする設置した場合、設置に要する経費を一部補助する。により、子どもとの安全・保護者の安心の確保による。	A	継続
111	博物館友の会研究誌等刊行事業補助金	H.18	5	100	市立博物館事業活動の支援及び郷土文化の発展を図るために、博物館友の会が行う刊行事業に要する経費の一部補助。	A	継続
112	流山市・相馬市少年スポーツ交流事業費補助金	S.63	23	500	流山市と相馬市の少年スポーツ団体(野球、サッカー、剣道)が行うスポーツ交流事業に要する経費の一部補助。	A	継続

番号	補助金等名称	創設年度	経過年数	23年度予算額	補助金等の趣旨・目的		評価	コメント
					B	青少年は認めた一定の改善が必要である。		
115	ボーアスカウト・ガールスカウト連絡協議会活動事業補助金	H.6	17	219	青少年健全育成の一翼を担う、市内に所属するボーアスカウト・ガールスカウトの各団体が互いに協力して行う青少年の健全育成のための事業活動に要する経費の一部補助。			
118	学校警察連絡協議会活動事業補助金	S.5.5	31	134	市内各学校並びに關係諸機関との連携を図ることをもとに、生徒指導の諸問題についての研修を深め、各学校における早期発見と早期指導(防止)に寄与し、児童・生徒の健全な保護育成を図る活動への補助。	A	継続	
120	指定有形文化財修理補助金	H.22	1	500	条例により指定した有形文化財の所有者(保存者)が、文化財の整備・修復を実施する場合の保存修理等に要する経費の一部補助。	A	継続	
121	小中学校体育運盟補助金	H.3	20	2,700	流山市内小中学校の児童・生徒の体力向上やスポーツ技術の向上、競技会、練習会を通して、心身共に健康な児童・生徒の育成を目指している団体への補助。	A	継続	
122	県民体育大会出場選手派遣費補助金	S.5.7	29	1,500	流山市体育協会において、千葉県民体育大会に流山市の代表選手を選抜して派遣する際の交通費、宿泊費、保険料の一部補助。	A	継続	
123	少年野球連盟事業費補助金	S.5.3	33	510	市内16団体の少年軟式野球チームを統括し、東葛地区連盟や千葉県連盟が開催する野球大会や野球大會などの事業に対する一連の事業にかかる費用の一部補助。	A	継続	

番号	補助金等名称	創設年度	経過年数	23年度予算額	補助金等の趣旨・目的	評価	
						評価	コメント
125	少年サッカー連盟事業費補助金	S.61	25	190	市内7団体の少年サッカーチームで構成された流山市少年サッカー連盟が開催するサッカー大会やサッカーテクニックの向上及び発展のための指導研究などの事業に対する一部補助。	A	継続
129	人間ドック利用助成金	H.7	16	30,870	国保被保険者に対する保健事業の一環として、人間ドックを利用する場合、検査に要する費用の一部を助成する。また、健康の保持及び医療費の適正化に資する。	A	継続
130	はり・きゅう・あんま等施設利用者助成金	H.3	20	2,500	国保被保険者に対する保健事業の一環として、あんまり、マッサージ等施設利用者に助成を行うことによる。	A	継続
131	水洗便所等改修資金利子補給金	S.62	24	250	公共下水道供用開始区域内の家屋は、下水道法第10条第1項に基づき、排水設備を公共下水道に早期接続することが義務づけられている。接続工事には多額の資金を要するところである。そこで、工事費に希望する方に対する融資実行の際は、本市がかかる工事費に融資を斡旋し、融資機関に貸付する。かかる定めた利子補給を行ふことにより、負担の軽減を図る。	A	継続

おわりに

平成 23 年度は、平成 21 年度から平成 23 年度までの 3 カ年を期間とした「補助金適正化実行プラン」の最終年度となっている。

その答申書作成のため、「補助金等調査票・補助金等適正化実行プラン」の記述をもとに、補助金目的・算出基準・適正化実行プラン等々を精査し、一部個別ヒアリングなどを経て、評価・審査を行った。判断材料としては重要なはずの書類として、内容・項目記述のしっかりしたものもある一方、事務局を通して従前から書き方について注意を促していたにもかかわらず、あまりにも杜撰で、「適正化実行プラン」の書き方に不備が目立つものもあった。貴重な補助金を得るために資料作成にしては、いささか軽率のそしりを免れない感があった。まさにこうした安易な態度が補助金の既得権化・マンネリ化を裏付けるような印象を与えてしまう。

その意味では、交付団体等の報告・評価をしっかり把握することが基本で、補助事業の成果が明示され、評価される仕組み（計画・実施・報告・評価）を構築することが重要であろう。

また「補助金等適正化実行プラン」の記述内容を見ても、ヒアリングを聞いても、これまでの「答申」を見ていない、または無視、と思われる印象を受けることが多かった。審議会の意見・提案に対して、もっと正面から向き合って、積極的に対応する姿勢がほしい。

本年度「第 1 回補助金等審議会」において、市長から直接、マニフェストに基づく重点施策の説明があり、市を挙げての積極的意欲がうかがえた。

回を重ねた審議会によってまとめられた「答申」は、市長宛に提出されるものの、市長、市幹部のみならず、関係各課・各関係者が目を通すだけでなく、具体的対策・実施面にも十分活用していただきたい。

それにしても補助金において三つの M(3M) に注目したい。すなわち M U D A (ムダ：補助金のムダ使いをなくす)、M U R I (ムリ：財政制約・状況を無視した放漫補助)、M A N N E R I (マンネリ化をなくす) である。

まさに補助金は、肥大化による財政圧迫と長期化・固定化の懸念があるだけに、“コスト・ベネフィット（費用・便益）”意識をしっかりと心掛ける必要がある。

地域（地方）経済の発展は地域の発展を活かして、地域の比較優位を活用する以外にない。補助金は地域の優位性を引き出し、高める方向で活用されるべきであろう。

流山市補助金等審議会
会長 伊藤 治夫
副会長 山口 今朝勝
柴 鉄也
西村 象六
廣田 有里
前田 弘
松本 正彦